The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	公的部門における法律専門家 : 日本における養成と役割について
Author(s)	宮川, 成雄
Citation	阪大法学. 2015, 65(1), p. 307-317
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/75419
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

公的部門における法律専門家

――日本における養成と役割について――

宮川成雄

本日はこのシンポジウムに招聘いただきまして、大変ありがとうございます。そして、私に先立つ三名の先生方、ラバーズ先生、ディートリッヒ先生、そして浦中先生による、アメリカ、ドイツ、そしてフランスについてのお話を聞かせていただき、大変参考になりました。

日本人はパンクチュアルということで世界的に知られているようで、ディナーのインビテーションがあれば、時間どおりキッチリやって来るのが日本人であるというふうに言われているそうです。この日本人の世界的評判のように、私のお話は与えられた時間の枠内におさめたいと思います。

私は基本的に二つのことを申し上げたいと思っております。日本について、法科大学院におけるエクスターンシップという教育方法がどういう現状にあるのかということと、そして、霞が関で実施されています法科大学院生を対象とするインターンシップが、どういう状況にあるのかということをお話したいと思います。

インターンシップという言葉は聞いたことがあるけれども、エクスターンシップという言葉は聞いたことがないという方が割といらっしゃると思いますので、この二つの言葉は基本的に同じことを異なった側面から見ているに

すぎない、ということを、先ずお話して始めたいと思います。すなわち、大学以外の場に学生を送り出して、教育あるいは実務の訓練をしてもらうわけですけれども、大学からしますと、送り出すわけですから、エクスターンシップということになります。そして受け入れる側の実務の現場からしますと、まさに中に入ってくるわけですから、インターンシップというふうになるわけであります。したがって、大学外で学生の教育、実務訓練をするという機会が、一方でエクスターンシップ、他方でインターンシップと呼ばれているわけです。

二つは同義語ですが、それぞれに別の課題というものを持っています。すなわち、制度としては学生の学外での教育ですけれども、送り出し側の考えなければいけないこと、あるいは解決しなければいけない課題と、そしてまたそれとは別に受け入れ側の考えなければいけないこと、解決しなければならない課題というものがあります。そこで、エクスターンシップとインターンシップについて、それぞれ別の論点として取り上げることができるわけです。

先ず最初に、日本のロースクール、すなわち法科大学院におけるエクスターンシップというのはどういう状況にあって、どういう課題があるのかということについてお話をしたいと思います。

日本の法曹養成制度のロースクールという制度が抱えている問題点というのは、ここにいらっしゃる大多数の方が日本人の研究者、あるいは教育者の方々でありますから、言うまでもないことではありますけれども、この場は国際的なシンポジウムですから講師の先生方にも外国からの方がいらっしゃいますので、若干、少し私のお話との関連で、日本の法曹養成制度の改革ということについて説明をしたいと思います。

司法制度改革という大きな制度改革の一角として、法曹養成制度の改革が標榜され、ロースクールという制度が導入されたわけであります。これはスローガンとして言いますと、三つの目的を持って始まったということが言え

ると思います。

一つ目の大きな目的は理論と実務の架橋ということです。Bridge between Theory and Practice ということを目指すことが、日本で法科大学院の導入ということが考えられた一つの大きな理念であり、目標であると言うことができます。

それから、二つ目の大きな目的としましては、司法試験という点の選抜から脱却して、教育プロセスの中で法曹を養成することです。すなわち、大学に設置される専門職大学院であるロースクール＝法科大学院での教育を中核として、新しい司法試験、そして一年に短縮された司法修習という一連のプロセスの中で、新しい法曹を構成する人材を養成すべきであるということが、ロースクール制度の設立に至った大きな理念であり、司法制度改革の目的であるということが言えます。

それから三つ目の法科大学院制度の大きな目的というのは、法科大学院修了生、すなわち、法律専門家として養成した修了生達を、訴訟業務に限定せず、社会に存在する多種多様な問題に法的に対処しうる人材として輩出することです。法曹を、狭い意味での法曹三者、すなわち、裁判官、検察官、および弁護士という訴訟業務への従事者に限定するのではなく、現代社会に次々と生起する多種多様な問題に法的知識と技能をもって対応することのできる多様な法律専門家と位置付けて、そのような人材を提供すべきであると考えられたわけです。一言で言えば、それは法曹の役割の多様化、Diversification ということが言えると思います。また、別の表現を用いますと、法の支配を社会の隅々にまで実現することを担いうる専門家集団の養成がロースクール制度の導入の三つ目の目的であり、そしてそれが最大の目的というふうに言えると思います。

このように、理論と実務の架橋、点からプロセスによる法曹の養成、そして法律家の社会への幅広い進出という

三つの基本的な理念と目的というものを念頭に置いて、エクスターンシップ、そしてインターンシップという教育方法を考えてみますと、この教育方法はこれら三つの理念と目的にまさに合致したものと言えると思います。この教育方法は、法科大学院における理論教育と実務教育を繋ぐものであり、試験ではなく法実務の現場を教育に活用するものであり、また幅広く法の支配を実現する現場を学生に経験させることによって、新しい法曹の役割の認識に結び付けることができると言えます。この教育方法は、アメリカで一九六〇年代後半から大変に活発に行われている臨床法学教育、Clinical Legal Education の一つの方法論であります。アメリカの法学教育はこれまでもケース・メソッドやソクラテス・メソッドなど、日本の法学教育者に注目されてきました。ケース・メソッドは、一八七〇年にハーバード・ロースクールのディーンとなったクリストファー・ラングデル（Christopher Langdell）が創始したものであり、「法律家として考える（Think like a lawyer）」ことを教えるものであるといわれています。臨床法学教育は、現実の事件・案件について学生が法曹有資格教員の指導監督の下に法律業務に関わるものですから、「法律家として行動する（Act like a lawyer）」ことを教えるものであり、アメリカの法学教育の方法を大きく革新するものと評価することができます。日本でも、臨床法学教育が多くのロースクールで採択され、その中でエクスターンシップ教育が実施されているわけです。

臨床法学教育というものには、基本的に三つの教育形態があります。一つは、大学の中にあたかも法律事務所を設置するかのような、Legal Clinic と言われる教育方法を採って、未解決の現実の事件を、法律学を今勉強しているロースクールの学生に扱わせるわけです。この教育方法は、法律家がいかに行動するのかを教育することによって、理論と技能、そして専門職責任を教えるものです。Theory, Skills and Legal Ethics という三つを合わせて統合的に教育をしようというものです。それが Legal Clinic というやり方で、臨床法学教育の典型的なやり方です。

ケース・メソッドが解決済みの事件、すなわち「死んだ」事件を教材に使うのに対して、臨床法学教育は、「生きた」依頼者・相談者の事件を教材に使うわけです。

二つ目はシミュレーションというやり方で、代表的には日本でよく知られているものとしては、模擬裁判というのが最たるものであると言えると思います。現実の事件ではありませんけれども、それに極めて類似した形で、教育の目的に即して事案を加工することによって、学生により現実的な法律学の勉強をさせようというものであります。

そして三つ目の臨床法学教育の方法が、エクスターンシップと言われているものであります。これは法科大学院の学生を学外の、例えば法律事務所であるとか、あるいは企業の法務部などに送り出して、実務の現場で学生を教育し法律専門家を養成しようという方法であります。

日本での臨床法学教育も、先ほど申しました三つの方法が採られているのですけれども、最も普及している方法というのが、このエクスターンシップであると言えると思います。なぜ普及しているのかというと、司法修習での教育形態は、基本的にこれに分類できるものだからです。これまでの司法修習、特に弁護修習のやり方に基づいて実施しているわけです。また、エクスターンシップは、学生の教育を「外に任せる」わけですから最も普及しているともいえます。すなわち、「丸投げ」で教育をしてもらおうというわけですから、このエクスターンシップというのが日本の臨床法学教育では最も普及しています。

現在（二〇一二年一二月）、日本で七四の法科大学院が存在します。しかし、法科大学院の厳しい状況の中で、もうすでに廃止を決定した法科大学院が四つぐらいあるというふうに聞いておりますので、現状では七四ですけれども、いま政府の方で法科大学院制度の見直しが進んでおりますから、厳しく考えますと、三五から三〇くらいに

なるのではないかなということが極めて現実的に語られている状況にあることを、海外からの先生方には先ず理解をしていただきたいと思います。

そして、今のところ七四校ある法科大学院の中で、エクスターンシップは三校を除いて、すなわち七一の法科大学院で単位取得を伴った形で実施されています。したがって、エクスターンシップは、臨床法学教育、Clinical Legal Educationというアメリカ生まれの法曹養成方法の中で日本が採用している最も普及しているものであるということが言えます。

しかし、課題があるわけで、それは先ほども申しましたような「丸投げ」になっていてはいけないということであります。教育の質の確保、Educational Quality Controlというのが重要であって、法科大学院はエクスターンシップの履修について単位を与えているわけでありますから、その単位に見合った教育内容を法科大学院の側でキチッと責任を持って保証しなければいけないということが、最大の課題であると言えます。それに付随した様々な課題があります。ちょうど一週間前の土曜日、一二月一日に早稲田大学でエクスターンシップについてのシンポジウムを行いまして、そこに大阪大学の高橋明男先生も来ていただきまして、国際的な法曹養成が公共部門でどのような形で行われているのかについてお話をいただきました。

Quality Control以外にエクスターンシップの課題として、現実にその実施に携わっている者として、その難しさを実感している事柄に、学生の守秘義務の遵守があります。これは司法修習についても同様の課題です。学生は実務の現場に行きますから、専門職の実務に携わっている者であれば当然に守るべき、依頼者、あるいは相談者の個人情報を明かさないという基本的な倫理を守らなければなりません。段々と法科大学院の学生の年齢が下がってきていると言われております。社会的な経験の乏しい学生が実務の現場に出されて、強い刺激を受けるわけです。

実務の現場に出て、自分が本の中で習っていたことが実際に使われているわけですから、大変刺激を受けて、「ああ、こういう教育方法は素晴らしい」と実感して、法科大学院の実務教育がいかに優れたものかということをツイッターで送信した、という事例が早稲田大学のエクスターンシップで発生いたしました。決して、依頼者や相談者の個人名がそのツイッターに含まれていたわけではないのですが、派遣先が過疎地域であり、事案の内容が少し紹介されただけで、誰が相談者であったのかが特定されうる状況にあったわけです。また、この事例の背景には、ソーシャル・ネットワーク・サービスが普及し、若い世代の学生にとっては、そこに自分の体験を表現することが至極自然となっていることがあります。

このように、守秘義務の遵守は、学生が本当に真の職業人として育つために、教育経験の中で事故なく修めていくということが重要な課題であると言えます。学生を外に出しているわけですから、大学の方では学生に事前にいかに守秘義務というのが重要であるのかということを、具体的な事例をとおして徹底して教えることが重要です。また、経験主義の教育方法論では、単に体験させることで終わるのではなく、実務の現場で経験したことをもう一度大学に戻ってきてから振り返る、Reflectionをするということが、教育効果を上げるために重要であると言われています。経験から学ぶとは、単に経験するだけでなく、経験の意味を自省し、経験知を身に付けていかねばなりません。そのことについては、アメリカン・ユニバーシティのラバーズ先生が、単にエクスターンシップで学生教育を派遣先に丸投げにするのではなくて、事前に、そして事後に、セミナーという形でエクスターンシップの教育機会というものを、いかに教育的に有用なものとされているかについてお話があったとおりであります。

そして、霞が関のインターンシップについてですが、この制度は二〇〇九年から始まっております。最も新しいものですと二〇一二年度の夏に実施されたものについての記録があります（末尾参照）。現在、およそ一四の省庁

が法科大学院の学生の受け入れを行っております。一年間に、夏休みの間と、そして大学サイドから言いますと春休みに相当する第四・四半期に実施されていて、それぞれ夏休みに二〇人ぐらい、そして春休みにも二〇人ぐらい、毎年合計四〇名前後が霞が関インターンシップに参加しているというのが現状であります。ですから、数としては大変に少ないということが言えると思います。

今日のシンポジウムのテーマとしましては、公共部門における法曹の養成、そして人材をいかに供給するのかということが設定されています。霞が関インターンシップは、法科大学院サイドからは、修了生を広範で多様な法実務の現場に送り出すための一環として、霞が関の中央省庁の中にインターンシップのプログラムを設けてもらいたいという強い要請があり、それから中央省庁サイドからは、法科大学院が創設された当初の法科大学院熱でもって、優秀な人材がロースクールに流れ、そして裁判官、検察官、および弁護士という狭い意味での法曹に優秀な人材が流れるということを懸念して、中央省庁の方に優れた学生を確保するというような趣旨もあって、法科大学院生を対象としたこの霞が関のインターンシップが実施されることになったと言えると思います。

しかし、現実に実施されていますこのエクスターンシップは、受け入れの数が少ないだけではなくて、実際に法科大学院を修了した学生が中央省庁に進路を求めているかというと、必ずしもそうでもないということが、末尾の資料に出しております数字を見ていただければお分かりいただけると思います。公務員制度について、若干、数字がわかりにくいかもしれませんが、かつての国家公務員のI種の制度から、二〇一二年度から総合職制度へというように制度が変更されていたり、また、専門的職業資格を持って経験を積んだ人を特別枠で採用するという複合的な制度になっております。末尾資料に掲げております数字は、先週土曜に早稲田大学で行いましたシンポジウムで報告いただいた人事院人材局の方がご説明になった資料に基づいているわけですけれども、少し数字が整合的でな

いと思われる部分もあります。ここでは一応の参考資料としてだけ見ていただきたいと思います。

それから、中央省庁だけではなくて、地方自治体においても法科大学院の修了生を受け入れるという動きが出てきております。そしてそれを準備するものとして、地方自治体におけるインターンシップ、すなわち法科大学院の学生が在学中に地方自治体で地方自治の行政実務を実習させてもらうという、地方自治体でのインターンシップも始まっているということも知っていただきたいと思います。地方自治体における法科大学院の修了生の採用ということも、地方分権が進むにつれ、法律専門家としてトレーニングを受けた人材が地方自治体でも必要とされており、需要があるということを認識する必要があると思います。

私の話のまとめとしましては、エクスターンシップに学生を送り出す法科大学院サイドからすると、どのような認識と期待を持っているのかについて触れておきたいと思います。

送り出し側の法科大学院側としましては、学生の実力を、狭い意味の法曹という訴訟業務を中心とした部門だけではなくて、公的部門、特に中央省庁、ならびに地方自治体に対して、大学側からアピールする必要があると考えています。法科大学院の教育の質は、司法試験合格ラインに設定しているのではなく、法律知識とそれを運用する技能と、それを社会の改善改革のために用いる専門職責任の修得という、法律家として行動できる水準に設定していることを、大学からアピールすることが必要だと思っております。法律知識・技能・法律専門職としての価値観を統合して身に付けていることは、政策立案、立法作業、そして法律の実施という、法の形成から法の実現を担う行政実務にまさに必要とされています。法科大学院教育の現実は、司法試験合格でもって教育の質が外形的に評価され、実際のところ、現在、司法試験の合格率は法科大学院全体で三〇％に届いていませんから、法科大学院の修了生の圧倒的多数は、いわゆる不合格者になっており、法科大学院制度は厳しい社会的な批判の対象となっていま

す。しかし、法科大学院は認証評価機関から厳格な教育の質についての監督を受けているのであり、各法科大学院もそれぞれの修了生の教育に自信を持って社会に送り出しているわけですから、大学は、法務博士、Juris Doctorの学位をもって社会に送り出した自分達の教え子を、しっかりと社会に対してその能力の高さをアピールしなければいけないと思います。エクスターンシップという法科大学院の在学生を幅広い実務の現場に送り出す機会もまた法科大学院教育の質の高さを示すために活用しなければならないと思います。そして、受け入れ側の中央省庁および地方自治体も、エクスターンシップの機会を通して法科大学院の学生の実力を認識していただき、行政実務の遂行の実力を備えているかという視点で法科大学院の修了生を評価し、彼ら彼女らの力を活用する受け皿を大きくしていただきたいと思います。

一言で言いますと、司法試験に合格したか、あるいはしていないかという「点」の問題ではなくて、行政実務の遂行のために彼ら彼女らがどのような実力を備えているのかという視点で、法科大学院生の能力を評価していただくためにも、エクスターンシップの教育機会を活用していただきたいと思います。

最後に法科大学院に教員として身を置く者としては、三年間あるいは二年間の法科大学院教育につぎ込まれる学生の努力、エネルギー、経済的な資源、且つ、多くの場合、二〇代という人生にとって重要な時期を費やして自らの法律専門職としての能力の研鑽に励む法科大学院生の能力を、エクスターンシップの受け入れ側である公共部門サイドで認識していただくことが重要であると考えています。

ご静聴ありがとうございました。

◎霞が関法科大学院生インターンシップ

二〇〇九年度から人事院の調整により中央省庁で法科大学院生の実務研修を開始し、各年度二回実施（夏季と第四・四半期）、毎年四〇名前後を採用。

二〇一二年度夏季においては、二一名を一三府省で受け入れた。参加校は、東京、一橋、京都、青山学院、慶応義塾、上智、中央、法政、明治、立命館、早稲田の各大学。

◎法科大学院出身者からの国家公務員Ｉ種試験（行政、法律、経済区分）

	全体の申込者	法科大学院出身申込者	合格者	採用者数
二〇〇八年度	一三、六四六	三六五	八七	一八
二〇〇九年度	一四、六七一	四九五	七一	一九
二〇一〇年度	一八、〇八〇	六四七	九二	一五
二〇一一年度	一九、三四七	六五三	九三	一六

◎司法試験合格者を対象とした採用

	参加府省	申込者	合格者
二〇〇六年度	金融庁	八	一
二〇〇七年度	金融庁、公取委、農水省	三一	三
二〇〇八年度	金融庁、公取委、農水省、国税庁、人事院	七一	二
二〇〇九年度	金融庁、公取委、農水省、国税庁、人事院	九四	四
二〇一〇年度	金融庁、公取委、農水省、国税庁、財務省	七四	四
二〇一一年度	金融庁、公取委、農水省、国税庁、財務省、経産省、会計検査院	一〇五	六